

特別委員会行政視察報告

◎ 2 特別委員会合同視察（令和6年7月24日～26日） 議会運営委員会・議会改革検討特別委員会

◇議会報告会、常任委員会終了後の自由討議（佐賀県鳥栖市）

報告会は議会報告会と、常任委員会ごとに決めたテーマに基づいたグループワークの2部制。自由討議は議会基本条例制定の協議にて「議会は討論の場であり合議機関である」との原則により合意形成。



◇議会報告会、議会ICT（長崎県諫早市）

報告会は年1回以上開催。各常任委員会の調査研究活動の取り組み状況について市民との意見交換を実施。タブレット端末は平成28年度に本格導入し、ペーパーレスによる資料配布を徹底。

◇議会ICT、新庁舎建設による議場及び委員会室の設備（長崎県長崎市）

議場・委員会室に大型モニターを導入。電子表決システムを導入。ペーパーレス会議を試行開始。議場傍聴席にてAIによるリアルタイム字幕表示を開始。



視察報告書は議会ホームページでご覧いただくことができます。
(アップロードまでお時間をいただくことがあります。)



意見書



市の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめ、国会や関係する省庁に意見書として提出をするものです。

下記に一部を抜粋して掲載しておりますので、全文をご覧になりたい方は二次元コードから、「2024年(令和6年)9月定例会」の項目をご覧ください。

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方自治法第99条の規定により提出する。

<提出先>

衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣